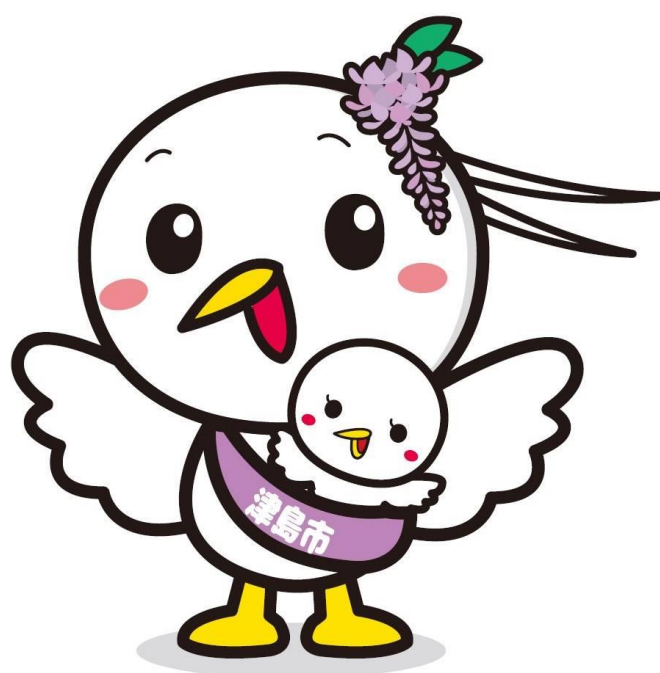




令和 8 年度

こどもの家利用申込み  
のご案内



津 島 市



## 目 次

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ・ こどもの家 設置の目的        | ・ ・ ・ ・ ・ 1 ページ     |
| ・ こどもの家の利用申込みができる児童  | ・ ・ ・ ・ ・ 1 ～ 2 ページ |
| ●保護者要件               |                     |
| ●育児休業から復帰予定の方        |                     |
| ・ こどもの家の利用申込みができない児童 | ・ ・ ・ ・ ・ 2 ページ     |
| ・ こどもの家の開設場所         | ・ ・ ・ ・ ・ 3 ページ     |
| ・ こどもの家の開所日及び時間      | ・ ・ ・ ・ ・ 3 ページ     |
| ・ 利用料金について           | ・ ・ ・ ・ ・ 3 ～ 4 ページ |
| ・ 申請の手続き             | ・ ・ ・ ・ ・ 4 ～ 6 ページ |
| 1 入所説明               |                     |
| 2 申請書の配布場所           |                     |
| 3 受付場所               |                     |
| 4 受付期間               |                     |
| 5 提出書類               |                     |
| ●要件ごとの必要書類           |                     |
| 6 申請書記入上の注意          |                     |
| 7 その他の注意事項           |                     |
| ・ 利用の決定及び通知          | ・ ・ ・ ・ ・ 7 ページ     |
| 1 決定方法               |                     |
| 2 利用期間               |                     |
| 3 通知                 |                     |

## 資 料

- ・ こどもの家利用申請書、記入例
- ・ 就労証明書、記入例
- ・ 利用基準表、利用基準調整指数表

## こどもの家の設置目的

こどもの家は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業終了後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

## こどもの家の利用申込みができる児童

こどもの家を利用申込みすることができる児童は、津島市内に住所を有し、保護者および同居している65歳未満の祖父母（※）が次の保護者要件のいずれかに該当している小学校に就学している方です。

（※）同居している65歳未満の祖父母について

同一敷地内に住民票がある場合、別棟に居住している、別世帯になっている等の場合も「同居」として取り扱います。「同居」の祖父母の2026（令和8）年4月1日時点の年齢が65歳未満の場合、P 4～5の要件ごとの提出書類が必要になります。

### ●保護者要件

次の要件を満たしていることが就労証明書等で確認できる期間のみ、利用可能となります。（※1）

| 事由       | 申込できる要件                                                |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 就労       | 13：00～19：00の時間帯を含む勤務が月12日以上あること                        |
| 出産（※2）   | 出産予定日の3か月前から出産日の2か月後の月末までに該当                           |
| 傷病等      | 傷病等により1か月以上の入院または安静加療が必要である。                           |
| 障がい等     | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている。または要支援認定・要介護認定を受けている。 |
| 看護・介護    | 親族の看護・介護をしている。（時間・日数は「就労」と同様）                          |
| 就学等      | 継続的な就学をしている。（時間・日数は「就労」と同様）                            |
| 求職活動（※3） | 求職活動中である。                                              |

※1 「出産」・「求職活動」以外の要件でこどもの家の利用期限（当該年度の年度末以外）がある方は、利用期間の最終日の翌日以降も「保護者要件」のうちいずれかの要件を満たす場合のみ、引き続きこどもの家を利用することができます。継続利用を希望する場合は、利用期限の2週間前までに該当する要件の必要書類を利用しているこどもの家に提出してください。

※2 「出産」の要件で利用される方で、出産日の2か月後の月末の翌日以降も、「保護者要件」のうちいずれかの要件を満たす場合のみ、引き続きこどもの家を利用することができます。継続利用を希望する場合は、利用期限の2週間前までに該当する要件の必要書類を利用しているこどもの家に提出してください。

※3 「求職活動」の要件による申込みの場合、利用期間は利用開始から3か月後の月末までです。利用期間の最終日の翌日以降も上の「保護者要件」のうちいずれかの要件を満たす場合のみ、引き続きこどもの家を利用することができます。継続利用を希望する場合は、利用期限の2週間前までに該当する要件の必要書類を利用しているこどもの家に提出してください。

#### ●育児休業から復帰予定の方

2026(令和8)年度中に育児休業から復帰予定の方で、復帰後の就労状況が「就労」の要件を満たす方はお申込みができます。申込みの際は、復帰予定日や復帰後の勤務時間・勤務日数の見込みが記載された就労証明書を提出してください。

### こどもの家の利用申込みができない児童

次に該当する場合、こどもの家利用申込みをすることができません。

- ① 保護者が保護者要件に該当しない場合
- ② 65歳未満の祖父母が同一住所に住んでおり、その方が保護者要件に該当しない場合
- ③ 保護者等が、こどもの家開所時間中に児童の送迎ができない場合(学校がある日の来所時を除き、こどもの家の利用時は必ず保護者等の送迎が必要です。)

## こどもの家の開設場所

| 施 設      | クラブ名    | 所 在 地              | 電話番号         |
|----------|---------|--------------------|--------------|
| 東こどもの家   | なかよしクラブ | 立込町1丁目19-1 東小学校東門南 | 0567-24-9437 |
|          | にこにこクラブ | 立込町1丁目17 東小学校校舎2階  | 0567-58-1953 |
| 西こどもの家   | どろんこクラブ | 大和町1丁目11-1 西小学校南門西 | 0567-24-7460 |
| 南こどもの家   | あおぞらクラブ | 常盤町4丁目26 南小学校南門西   | 0567-24-0316 |
| 北こどもの家   | ひまわりクラブ | 松原町37-1 北小学校南門西    | 0567-23-3147 |
| 神守こどもの家  | つくしクラブ  | 神守町字森本53神守小学校運動場西側 | 0567-28-6541 |
| 蛭間こどもの家  | わんぱくクラブ | 蛭間町字高瀬809          | 0567-23-2267 |
| 高台寺こどもの家 | そよかぜクラブ | 神尾町字江西61 高台寺小学校東門横 | 0567-32-1409 |
| 神島田こどもの家 | たんぽぽクラブ | 中一色町東郷37           | 0567-31-1744 |

## こどもの家の開所日及び時間

### 【開所日】

- ・平 日 授業の終了後～午後7時
- ・土曜日・長期休暇日（夏休み等）午前8時～午後7時

### 【休所日】

- ・日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※学校行事及び振替等の関係で、変更になる場合や臨時休所となる場合があります。

## 利用料金について

### 【月額利用料金】

| 区分      | 利用料金の額（単位 円） |
|---------|--------------|
| 1年 / 2年 | 8,000        |
| 3年 / 4年 | 7,000        |
| 5年 / 6年 | 6,000        |

※利用料に加えて、こどもの家運営者の定めるおやつ代（令和7年度実績：1人あたり2,000円/月額）等が必要になります。

### 【月額利用料金減免】

| 区分          | 利用料金の減免額<br>(単位 円) |
|-------------|--------------------|
| 就学援助世帯減免    | 児童1人当たり 3,000      |
| 兄弟複数通所の世帯上限 | 30,000             |

※兄弟複数通所の世帯上限は、30,000円（おやつ代含む）とします。

※減免が重複する場合は、利用料金が安くなる減免を適用します。

## 申請の手続き

### 1 入所説明

各こどもの家で入所説明会を開催しますので、利用を希望するこどもの家で利用に関する説明を受けてください。

（入所に際し、困りごとがあれば各こどもの家または子育て支援課でご相談ください。）

### 2 申請書の配布場所

各こどもの家で配布します。または津島市ホームページからも申請書および就労証明書様式をダウンロードできます。

### 3 受付場所

利用を希望するこどもの家で受付をします。

こどもの家の開所時間内にご提出ください。

### 4 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和8年1月10日（土）19：00までに5の提出書類を提出してください。

### 5 提出書類

こどもの家を利用しようとする保護者等は、以下の書類に必要事項を記入し、受付場所へ提出してください。

(1) こどもの家利用申請書（別紙1）

(2) 要件ごとの必要書類

# ●要件ごとの必要書類

以下の方は下表のとおり、それぞれの要件を満たすことを証明する書類が必要です。

- ・児童と同居している父、母
- ・単身赴任中の父、母
- ・児童と同居している2026（令和8）年4月1日時点で65歳未満の祖父母

| 申込要件  | 必要書類                                                                                                                                                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労    | 就労証明書<br>※必ず雇用されている事業所または自営業の方は各地域の民生委員に証明を受けてください。 <u>（自営業の方については、その事業を営んでいることを証明できる書類があれば民生委員の証明に代えることができます。（青色申告決算書・収支内訳書・確定申告書の写し等））</u>        |
| 出産    | 母子健康手帳の写し（母の氏名の記載がある部分、出産予定日がわかる部分）                                                                                                                 |
| 傷病等   | 診断書<br>※写し可。おおむね3か月以内に発行されたもので、入院または安静加療が必要であることが記載されているもの                                                                                          |
| 障がい等  | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、または要支援認定・要介護認定を受けていることがわかる介護保険証等の写し                                                                                     |
| 看護・介護 | 看護・介護を必要とする方の証明書類<br>・診断書（写し可。おおむね3か月以内に発行されたもので、入院または安静加療が必要であることが記載されているもの。）<br>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し<br>・要支援認定・要介護認定を受けていることがわかる介護保険証等の写し |
| 就学等   | 在学証明書（写し可、3か月以内に発行されたもの）または学生証の写し                                                                                                                   |
| 求職活動  | 就労証明書 ※各地域の民生委員に証明を受けてください。                                                                                                                         |

※「就労」以外の申込要件の方は就労証明書の該当箇所に期間の記入をし、必要書類と併せてご提出ください。

※必要書類に有効期間等の記載がある場合、その有効期間中に限りこどもの家を利用することができます。利用期限（有効期間）終了後の継続利用についてはP 1の「保護者要件」の※印をご確認ください。

## 6 申込書記入上の注意

- ・学校名は、児童が通学する学校名を記入してください。
- ・学年は、新年度の学年を記入してください。
- ・利用児童の家族状況は、利用する児童本人も含め、同住所地に住所のある家族全員を記入してください。
- ・備考欄は、児童を預けるにあたり、特に必要と思われることがある場合は記入してください。
- ・詳細は記入例を参考にしてください。

## 7 その他の注意事項

- ・申込みに必要な書類は必ず揃えた状態でお申込みください。必要書類に不足があると申込み受付ができませんのでご注意ください。
- ・申込み等に際して提出された書類については返却できません。診断書等の証明書類やその他の写しにつきましても、受け取り後は返却できませんので控えが必要な場合はあらかじめご自身で写しをおとりいただいた上でご提出ください。
- ・過去にご提出いただいた申込み書類の流用はできません。
- ・申込み後、証明内容に変更があった場合は、すみやかに変更後の就労証明書及び必要書類をこどもの家へご提出ください。
- ・証明内容について、申請者自身が無断で作成または改変したことが確認された場合や、事実と異なる場合は、こどもの家の利用申込み、利用許可を取り消す場合があります。
- ・証明内容について、事業所等へ問合せをさせていただく場合があります。
- ・複数の勤務先で就労している方には、勤務先ごとの状況を合算し、要件を満たすかを判断するため、すべての勤務先について就労証明書をご提出ください。
- ・津島市が保有する個人情報について、審査にあたり必要となる情報を利用します。また上記の情報及び申込み内容等のうち、こどもの家利用にあたり必要な情報についてこどもの家運営者及び各放課後児童クラブに共有します。
- ・申込みに際してご不明な点等お問い合わせは子育て支援課または各こどもの家までお願いします。

### 【問い合わせ先】

◎津島市こども健康部子育て支援課子育て支援グループ

電話：0567-24-1121（月～金（祝・休日を除く） 8：30～17：15）

◎各こどもの家（3ページを参照し、開所時間内にお問い合わせください。）

※提出書類の内容に関する不明点は市におたずねください。

## 利用の決定及び通知

### 1 決定方法

提出された申請書等を審査の上、保護者の就労状況等を選考基準にあてはめ、この基準指数の高い児童から順に決定します。

### 2 利用期間

利用期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。ただし年度の途中から利用する場合の利用期間は、当該年度の3月31日までとします。

※夏休みのみの利用は、定員に空きがあり受け入れが可能な場合、利用募集することがあります。

### 3 通知

審査の結果（入所の決定及び却下）については、申請のあった保護者に対して文書で通知します。

#### ◎入所保留となった場合

選考により保留になった場合、利用希望施設に入所可能となりましたら、申請のあった保護者あてにご連絡の上、入所決定通知を送付いたします。

入所決定までに、入所希望に変更等ある場合は各こどもの家または子育て支援課までご連絡ください。

#### ◎利用を取りやめる場合

入所日の到来前にこどもの家の利用を取りやめる場合は、すみやかに「辞退届」を各こどもの家または子育て支援課までご提出ください。

#### ◎こどもの家を退所する場合

必ず、退所日（最終在籍日）までに「退所届」を各こどもの家にご提出ください。